

第8回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年2月26日(木) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1 番 百 々 英 夫

2 番 小 田 原 憲 一

3 番 永 洞 忠 志

4 番 穴 吹 栄

5 番 白 川 俊 明

6 番 新 井 功 仁 恵

7 番 橋 場 和 幸

8 番 嵯 峨 弘 巳

9 番 松 家 忠 夫

10 番 白 川 英 之

11 番 谷 口 正 明

12 番 堀 金 澄 恵

13 番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 議案第3号 贈与税納税猶予に関する証明について

日程第 9 議案第4号 不動産取得税徴収猶予に関する証明について

日程第10 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第8回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ全員の出席であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

また、松家委員につきましては、釧路地区農業共済組合が1月末で解散し、新たに根室地区農業共済組合との合併により、2月1日に北海道ひがし農業共済組合が設立されました。それに伴い、2月3日付で町長より改めて選任されておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

第8回農業委員会総会ということで、大変お忙しい中、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。また、ただいま事務局の方からも報告がありましたけれども、松家委員につきましては再度の御選任おめでとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

さて、先般の暴風雪の折には、2日間にわたり国道を始め道々、町道の通行止めが相次ぎました。幸いにも雪の影響で集荷が止まり、生乳を廃棄するという報告はなかったですけれども、皆様におかれましては、施設周辺の除雪で大変御苦労されたのではないのかなと思っております。

また、最近の報道によりますと、農水大臣が献金問題で辞任ということになっておりますけれども、誰がなっても農業政策やTPPの問題がありますので、あまり我々に影響のないようにしっかりと進めていただきたいと思っております。我々農業委員会としまして、浜中酪農の発展のために、それぞれの立場で努力をしていかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

なお、総会終了後には、代理を始め農政部会長、農地、農政副部会長に参加いただきまして、建議の扱いについて御相談をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、総会の審議に入りたいと思いますけれども、委員の皆様方には慎重な審議をお願い申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番百々委員、2番小田原委員を指名いたします。

	日程第４ 会期の決定を議題とします。 本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日１日と決定いたしました。
	日程第５ 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
	日程第６ 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第３条第１項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、賃貸借権及び使用貸借の設定に伴う１２件の許可申請であります、整理番号１から６につきましては、釧路市武佐２丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏を貸主とする所有地周辺農家との賃貸借契約であり、整理番号１の対象地は、茶内西１６線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西１２線〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。 次に、整理番号２の対象地は、西円朱別西１７線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万

〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、西円朱別西 1 8 線〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 3 の対象地は、茶内西 1 6 線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西 1 7 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 4 の対象地は、茶内西 1 7 線〇〇〇番の内ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西 1 5 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 5 の対象地は、茶内西 1 6 線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西 1 3 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 6 の対象地は、茶内西 1 6 線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西 1 3 線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に権利の設定をしようとするものであります。

整理番号 7 から 9 につきましては、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主とする所有地周辺農家との賃貸借契約であり、整理番号 7 の対象地は、茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内東 1 線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 8 の対象地は、茶内基線〇〇〇番の内ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 9 の対象地は、茶内東 1 線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内東 1 線〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 1 0 の貸主は、茶内東 2 線〇〇番地、〇 〇〇氏、対象地は茶内東 1 線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内東〇〇番地、〇〇〇〇氏へ賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 1 1 の貸主は、茶内西 9 線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西 8 線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇 〇氏へ使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号 1 2 の貸主は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西 7 線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、この土地を、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ使用貸借による権利の設定をしようとする

		るものであります。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。 なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。 まず、整理番号1から6及び12について、4番穴吹委員、お願いします。
穴 吹 委 員		(補足説明あるも省略)
議 長		ありがとうございました。 次に、整理番号7から10について、8番嵯峨委員、お願いします。
嵯 峨 委 員		(補足説明あるも省略)
議 長		ありがとうございました。 次に、整理番号11について、10番白川英之委員、お願いします。
白川(英)委員		(補足説明あるも省略)
議 長		ありがとうございました。 それでは、これから、整理番号1から6まで順に質疑を行います。 まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1から6まで順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 3 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 4 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 5 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 6 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 6 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 7 の質疑に入りますが、本案については、浜中町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

		(〇〇委員退席、退室)
		それでは、これから、整理番号 7 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 7 を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 7 は、原案のとおり可決されました。 (〇〇委員入室、着席) 次に、整理番号 8 から 1 1 まで順に質疑を行います。 まず、整理番号 8 について、質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 9 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 1 0 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 1 1 の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号 8 から 1 1 まで順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号 8 は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 8 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 9 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 9 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 1 0 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 1 0 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 1 1 を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 1 1 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 1 2 の質疑に入りますが、本案については、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。

	その間の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いたします。 (会長、〇〇〇〇委員退席、退室)
職 務 代 理	引き続き、会議を行います。 これから、整理番号１２の質疑を行います。質疑ありませんか。 ９番松家委員。
松 家 委 員	〇〇〇〇〇〇〇の設立月日が、平成〇〇年〇〇月〇〇日になっておりますが、もっと早い時期から運営していたのではないかと思います。その辺の確認をお願いいたします。
農 政 係 長	〇〇〇〇〇〇〇は運営開始から２０年ほど経過していると記憶しておりますが、ここでは法人としての設立月日が記載になりますので、平成〇〇年〇〇月〇〇日に法人化されたということで御理解いただきたいと思います。
職 務 代 理	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号１２を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号１２は、原案のとおり可決されました。 (会長、〇〇〇〇委員入室、着席)
議 長	日程第７ 議案第２号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。 提案の理由を事務局より説明させます。

議案第２号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は3件の作成要請で、整理番号1は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地
〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、借受人である、厚陽〇〇〇番地、
〇〇 〇氏の経営地縮小に伴い、〇〇〇〇 〇〇〇〇に賃貸借による利用権の移
転を行おうとするものであります。

次に、整理番号 2 は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇万〇、
〇〇〇㎡に係るもので、借受人である、茶内西 9 線〇〇〇番地、〇〇 〇氏の経
営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇 〇氏に賃貸借権の移転を行おうとす
るものであります。

次に、整理番号3は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇〇〇㎡に係るもので、借受人である、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇 〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇 〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号から第４号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えたいします。

(詳細説明あるも省略)

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第 1 号の質疑を行います。整理番号 1 については、浜中町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、私と〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。

その間の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いたします。

	(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)
職 務 代 理	引き続き、会議を行います。 これから、整理番号 1 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。
	(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)
議 長	引き続き、会議を行います。 これから、整理番号 2 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 3 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 2 を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 3 を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 3 号贈与税納税猶予に関する証明についてを議題とします。 提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 3 号贈与税納税猶予等に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 贈与税の納税猶予制度は、農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度であります。その概要は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項において、「農業を営む者が、農地の全部を、後継者である推定相続人の一人に贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時には、その税額は免除する。」と規定されております。 なお、納税猶予を受けるための要件については、一つ目として「農地等を取得した日における年齢が 18 歳以上であること。」、二つ目として「農地等を取得した日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと。」、三つ目として、「農地を取得した日以後、速やかに農業経営を行うと認められること。」とされております。 さらに、納税猶予を受けるための手続として、「証明は、所在地を管轄する農業委員会が、当該受贈人が要件の全てに該当することを明らかにする事実を記載した書類により行うものとする。」とされており、その受贈人が継続してこの適用を受けたい場合には、3 年ごとに農業委員会からの証明を受け、「納税猶予継続届出書」を 3 月 15 日までに釧路税務署に提出しなければならないものとなっております。 今年度の対象者は、姉別南 3 線〇〇番地、〇〇 〇氏ほか〇名であります。

		継続して納税猶予を受けるために必要な「引き続き農業経営を行っていることの証明」を行い、手続をしようとするものであります。 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。 10番白川英之委員。
白川(英)委員		一覧表にある対象者は姉別地区と厚陽地区の方々ですので、地元の委員により引き続き営農を行っているかどうかの確認をいただけないでしょうか。
議 長		では、私が地元の委員の立場で御報告いたします。 〇〇さんと〇〇さんにつきましては育成、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんにつきましては酪農を引き続き行っております。 他に質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。 日程第9 議案第4号不動産取得税徴収猶予に関する証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長	議案第 4 号不動産取得税徴収猶予に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度は、贈与税の納税猶予制度と同様に、農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の経営基盤を守るために設けられたものでありますが、その概要は、地方税法附則第 1 2 条第 1 項の規定において、「農業を営む個人が、推定相続人の 1 人の者に、農地の全部及び採草放牧地の 3 分の 2 以上並びに準農地の 3 分の 2 以上を贈与した場合には、その贈与を受けた者に課税される不動産取得税について、一定の要件により徴収を猶予し、贈与者又は受贈者が死亡した場合には納税義務が免除される。」というものであります。 本案は、先ほど提案いたしました贈与税納税猶予の証明と同様の手続を行おうとするものですが、対象者は姉別南 3 線〇〇番地、〇〇 〇氏ほか〇名で、3 年ごとの徴収猶予期限延長の手続に必要な「引き続き農業経営を行っていることの証明」を行い、3 月 1 5 日までに釧路総合振興局に「不動産取得税徴収猶予届出書」を提出しようとするものであります。 以上、提案の理由その内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第 4 号の質疑を行います。質疑ありませんか。 1 0 番白川英之委員。
白川(英)委員	本案につきましても、先ほどと同様に地元委員さんからの御報告をいただいた方がいいのではないのでしょうか。
議 長	それでは御確認をお願いしたいと思いますが、1 番から 5 番までは議案第 3 号で確認できておりますので、6 番の方からお願いいたします。 6 番の〇〇さんについて、嵯峨委員お願いします。
嵯 峨 委 員	営農されております。
議 長	続いて、〇〇さんについて、穴吹委員お願いします。
穴 吹 委 員	営農されております。

議 長	続いて、〇〇さんについて、小田原委員お願いします。
小 田 原 委 員	馬を飼って農業経営を行っております。
議 長	それぞれ確認が終わりました。 他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第１０ 議案第５号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
	議案第５号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
	本案については、平成２７年２月１７日付けで「浜中町農業振興地域整備計画書の変更について」という標題で意見照会のあったものですが、農業振興地域の整備に関する法律によりますと、第１３条第１項では「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更、あるいは基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により、必要が生じたときには、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められております。 今回の変更は、住宅建設１件と人工造林１件に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました同法第１３条第１項の「経済事情の変動その他の推移により農業振興地域の区域に変更」が生じたことによる計画書の変更であります。 この計画書の変更にあたっては、同法第８条第４項及び同法施行規則第３条の

		2第1項の規定により、「市町村は農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとし、意見を記載した書面を添えて都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。」こととされております。 整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。 以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、概要につきましては、農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。
		日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会日程につきましては、3月30日、月曜日、午前10時からを御提案いたします。
議 長		事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月30日、月曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。
各 委 員		(異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、3月30日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第8回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前 11 時 40 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅 原 順 一

浜中町農業委員会

1 番 百 々 英 夫

浜中町農業委員会

2 番 小田原 憲 一

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号4 (賃貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号6 (賃貸借)

譲受人	(〇)〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号7 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
		判断の理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号8 （賃貸借）

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
		判断の理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号9 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
		判断の理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号10 （賃貸借）

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
		判断の理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年 1月18日

第8回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号11 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白 川 (英之) 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 7 年 1 月 1 8 日

第 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 1 号 整理番号 1 2 (使用貸借)

譲受人	(○)○○○○○○○ ○○○○	譲渡人	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)		保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)		法人ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 3 号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)		申請地は、譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。			しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第8回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (利用権移転)

譲受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	譲渡人	権利者：〇〇 〇 土地所有者：〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 2 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○ ○ 土地所有者：○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 8 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 3 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○ ○ 土地所有者：○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—